

第80回国民スポーツ大会西目屋村準備委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会西目屋村準備委員会会則（以下「会則」という。）第15条第3項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会西目屋村準備委員会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本会の事務局（以下「事務局」という。）は、西目屋村教育委員会教育課（西目屋村大字田代字稲元143番地）に置く。

(業務)

第3条 事務局は、本会の運営に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局長補佐

(3) 事務局員

2 前項の職員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局に出納員を置く。

4 第1項に定める職員のほか、必要に応じ、事務局に西目屋村職員以外の者を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、本会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局長補佐は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、西目屋村職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成9年12月西目屋村規則第8号）の例による。

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。

(2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。

(3) 本会の委員等の委嘱等に関すること。

(4) 本会の規程等の制定改廃に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 専決事項は、西目屋村決裁規程（昭和63年10月20日西目屋村規程第9号）の例による。

2 前項の規定に関わらず、必要があると認められるものについては、その専決した事項を速やかに会長に報告しなければならない。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときの代決については、西目屋村決裁規程(昭和63年10月西目屋村規程第9号)の例による。

2 前項の規定により代決した者は、代決した事項のうち必要と認められるものについては、速やかに会長に報告しなければならない。

(記号及び番号)

第10条 施行する文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「西国委」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(編さん及び保存)

第11条 施行を完了した文書は、事務局において編さんし、保存しなければならない。

(文書の取扱い)

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、西目屋村文書管理規程(平成13年12月西目屋村規程第2号。以下「文書管理規程」という。)の例による。

(公印)

第13条 事務局が使用する公印の種類は、別表第2のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長の指定する職員が管理する。

(旅費)

第14条 職員の旅費の額及び支給方法は、西目屋村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和25年12月西目屋村条例第16号。)の例による。

(費用弁償)

第15条 本会の委員等が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、総会及び常任委員会の出席に要する経費については、この限りでない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則 この規程は、令和3年6月24日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職名	充職
事務局長	西目屋村教育委員会教育課長
事務局長補佐	西目屋村教育委員会教育課長補佐
事務局員	西目屋村教育委員会教育課職員

別表第2（第13条関係）

公印の種類	寸法	字体
第80回国民 スポーツ大会 西目屋村準備 委員会長之印	正方形 24mm×24mm	古印体